

**まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業
～トライアル事業～**

山口県産業労働部経営金融課

まちなかにぎわい創出プロジェクト推進事業

事業目的

商業エリアにおける消費行動や人的交流を活性化するため、大胆な変革に取り組む商業エリアを対象に、データマーケティングを活用できる人材の育成や広域ネットワークの構築、学びを活かした新たなにぎわい創出の取組を支援する。

1 担い手育成セミナー

若手商業者等を対象に、データを活用した商業エリア活性化やまちづくりの手法について学ぶ機会を提供。

2 まちづくりミーティング

県内商店街等組織及びまちづくり会社が一堂に会するミーティングを実施し、情報共有や好事例の横展開、ノウハウがある団体からの助言や共同事業の参画等を推進。

3 トライアル事業

セミナー受講生による学びを活かした商業エリア活性化策に基づき実施する新たな取組に係る経費を補助。

- 補助対象 市町（⇒商店街等）
- 補助率 （市町補助額の）1/2（⇒2/3）
- 補助上限 1,000千円（⇒2,000千円）



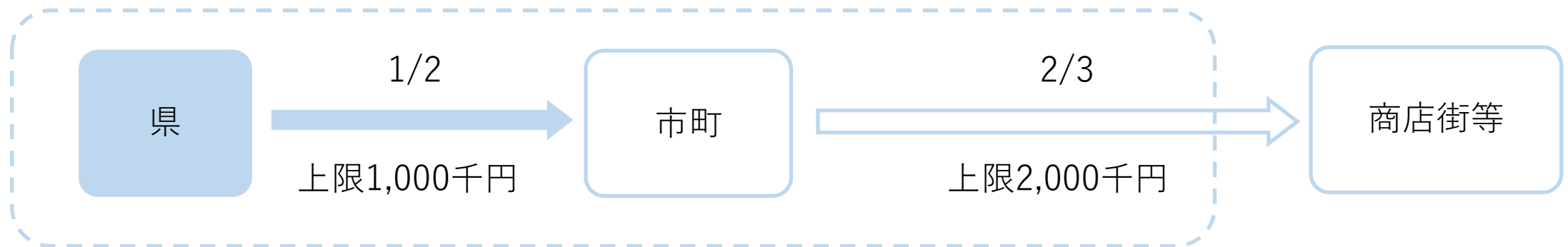
1 トライアル事業の概要

商業エリアにおいて、セミナー受講生によるデータマーケティング活用方法などをはじめとした学びを活かした商業エリアの活性化策の企画・立案により、来訪者のニーズやトレンドを的確に捉えたイベント開催等の来訪・回遊増加につながる新たな取組に係る経費を補助します。

【主な要件】

- 1 セミナーでの学びを活かして企画・立案した商業エリアの活性化策に基づき、新しい取組※を実施すること。
※ 従前実施している取組は対象外。
- 2 商業エリアの来訪者数を測定すること。

【対象経費】 新たな取組（イベント、ターゲティング広告等）に係る経費



2 事業の実施エリア

商業エリアの区域内及び近隣が実施エリアとなります。商店街等のエリアに縛られず、商業が集積する広いエリア概念です。

【商業エリアとは】

小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して10店舗以上立地している商業集積地区をいい、商店街、共同店舗、テナントビル、温泉街・飲食店街を含みます。



3 補助対象者

補助対象者の定義等は、交付要綱や募集要領にて確認してください。

【補助対象者】

県内市町

【間接補助対象者】

(1) 商業エリアを構成する商店街等組織

- ① 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合
- ② 任意の商店会、温泉街、飲食店街 等（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。）

(2) まちづくり会社

まちづくりの担い手となる会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人

4 事前着手届について

事業の着手は以下のとおりとなります。

(1) 原則

交付決定後

(2) 事業の性質上又はやむを得ない事由がある場合

補助事業着手前に、交付申請書と合わせて事前着手届を提出した場合、着手予定日より着手可能です。

ただし、本届出により、交付決定や交付決定額が約束されるわけではありませんので、ご留意ください。

5 商業エリアの来訪者数について

事業開始年度から3年間、商業エリアの来訪者数の測定を行い、山口県へ事業実施効果報告書として報告していただきます。

(1) **来訪者データの測定時期**

事業開始年度以降任意の期間において測定したデータとなります。

(2) **来訪者数の測定方法**

デジタル、アナログ問わず、任意の方法により定量的に測定してください。

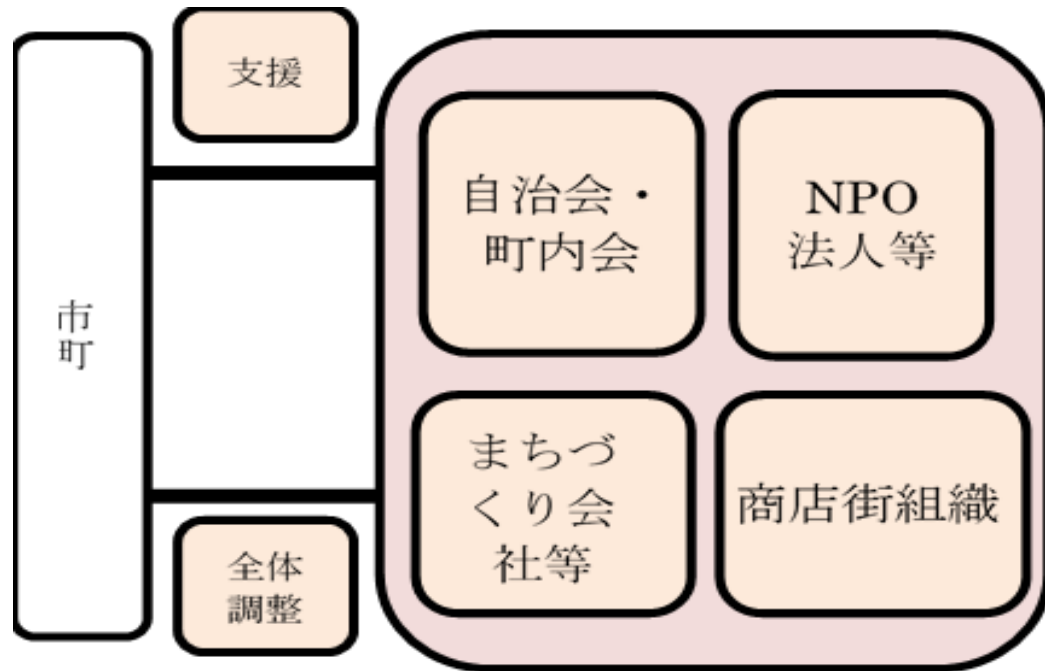
(3) **報告方法**

年度終了後30日以内に、「事業実施効果報告書」により、報告してください。

6 地域との連携・協働

事業の実施にあたっては、地域との連携体制を構築し、地域が一体となって事業に取り組んでいただきます。

【連携体制のイメージ】



【地域の例】

- ・自治会・町内会
 - ・商工会・商工会議所等支援機関
 - ・市民団体（NPO法人等）
 - ・DMO
 - ・金融機関
- ※ これらすべての団体等との連携・協働が必須ではありません。

7 審査項目

以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

項目	審査の主な視点
補助交付先	補助事業者は本事業の対象者であり、商業エリア全体の活性化を担うに相応しい事業者か。
エリア選定	商業エリアは本事業で定める内容であり、商業集積地の広い範囲を設定しているか。
エリア事業	商業エリア全体の事業となっているか。
地域連携	市町、自治会、市民団体等地域の連携を図る内容か。
商業エリアの特徴	商業エリアの特徴が明確に示されているか。
商業エリアの課題認識	商業エリアの課題が明確に示されているか。
目指す将来像	目指す将来像は、本事業の目的に合致し、商業エリアに広く波及することが期待できるか。
収支予算	経費は、補助事業を行う上で適切な配分となっているか。

8 応募期間・事業実施期間・提出方法・相談窓口

1 募集期間・事業実施期間

募集期間 : 令和8年4月1日(水)～12月21日(月)
実績報告〆切 : 令和9年3月10日(水)

2 提出方法等

補助事業者から市町への申請は、各市町へ相談してください。
市町から県への申請は、県へ相談してください。

3 相談窓口

山口県産業労働部経営金融課

TEL 083-933-3185

MAIL a16300@pref.yamaguchi.lg.jp